

七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成二年法律第二百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」といいう。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日

の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいすれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

12 組合員の報酬月額が第三項、第六項若しくは第十項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項若しくは第十項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

（標準期末手当等の額の決定）

第五十二条の三 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以

降に受けける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2 前条第十二項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

第五十三条の見出しを「（被扶養者に係る届出及び短期給付）」に改め、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、第四章第二節第一款中同条の次に次の七条を加える。

（支払未済の短期給付の受給者の特例）

第五十三条の二 短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

2 前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してもしたものとみなす。

(不正受給者からの費用の徴収等)

第五十三条の三 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額（その短期給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帶して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用

の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができることとする。

(損害賠償の請求権)

第五十三条の四 組合は、給付事由（第七十条又は第七十一条の規定による短期給付に係るもの）を除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

(短期給付を受ける権利の保護)

第五十三条の五 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえる

ことができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十三条の六 租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

（短期給付の制限）

第五十三条の七 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者は、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2 第五十三条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第百十一条第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を

故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十三条の八 組合がこの法律に基づく短期給付の支給に關し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条第一項第二号中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改める。

第五十九条第一項中「及び第八十七条の五第一項」を削る。

第六十六条第四項中「について障害共済年金」を「について厚生年金保険法による障害厚生年金」に改め、同項ただし書中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について厚生年金保険法による障害手当金」に改め、同条第六項中「この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法」及び「（昭和二十九年法律第二百十五号）」を削り、「国民年金法による退職又は」を「国民年金法による」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に、「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改め、同条第八項中「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改める。

第七十条に次の三項を加える。

2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 孫
- 四 祖父母

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、

養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人數によつて等分して支給する。

第七十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四章第三節第一款から第六款までの款名を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

2 長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適

用しない。

一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国會議員がその職を兼ねることを

禁止されていない職にある職員

3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

第七十二条の二から第七十二条の六までを削る。

第七十三条から第九十三条までを次のように改める。

第七十三条から第九十三条まで 削除

第九十三条の二から第九十三条の十七までを削る。

第九十四条から第九十七条までを次のように改める。

第九十四条 第百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合

には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

第九十五条から第九十七条まで 削除

第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む。第三項」を「（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの）を含み、第四項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るもの）を除く。」を含み、「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第九十九条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第一号中「費用」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第二号及び第三号を削り、同

項第一号の二を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中」及び「同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と「を削り、同項を同条第八項」とし、同項第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同條第五項中「「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中」を削り、同項を同条第六項とし、同條第四項を同条第五項とし、同條第三項を同条第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものと除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものと除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

第一百条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金等（掛金及び組合員保険料（厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「」の掛金」を「」の掛金等」に改め、同項ただし書中「長期給付に係る掛金」を「組合員保険料」に、「地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に、「掛金は」を「組合員保険料は」に改め、同条第三項中「（第九十九条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第一百条の二の見出しを「（育児休業期間中の掛金等の特例）」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に改める。

第一百一条第一項から第三項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号に規定する掛金」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第五項中「掛金の」を「掛け金等の」に、「当該掛け金」を「当該掛け金等のうち組合員保険料」に、「掛け金を」を「掛け金等を」に改める。

第一百二条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「第四項（同条第六項及び第七項）を「第五項（同条第七項及び第八項）に、」の規定」を「」並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定」に、「金額（）」を「金額（組合員に係るものに限るものとし、）」に、「掛金」を「掛け金等」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号から第四号まで」を「第九十九条第二項第三号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「第二十四条第一項第七号に規定する長期給付」を「長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」に改め、「限る。」の下に「並びに厚生年金保険法第八十二条第一項に規定する費用」を、「負担すべき金額」の下に「（組合員に係るものに限る。）」を加える。

第一百二条の二中「長期給付に要する費用」の下に「（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。）」を、「に要する費用」の下に「（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）」を加える。

第一百二条の三第一項第一号中「標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額」を「厚

生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給与総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、同条第二項中「長期給付（基礎年金拠出金を含む。次項において同じ。）に係る」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改め、同条第三項中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「長期給付に係る」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の」に改める。

第一百三条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「处分」を加える。

第一百六条の見出しを「（組合又は連合会に対する通知等）」に改め、同条中「組合」を「組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）」に改める。

第一百十一条第一項中「基く給付」を「基づく短期給付」に改め、「短期給付については」及び「長期給付については五年間」を削り、同条第三項中「遺族給付」を「支払未済給付」に改める。